

SNSを活用した人口減少危機対策プロモーション業務委託「公募型プロポーザル方式」公告
企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和6年7月3日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の目的

人口減少危機を突破するためには、人口減少がもたらす課題を、県民1人1人が自分事として捉え人口減少危機対策へ取り組んでいく体制づくりが急務である。人口減少対策として、若い世代へのライフプランの早期形成支援やプレコンセプションケアの啓発など、様々な取り組みを実施しているが、ターゲットへの周知が十分ではない。

こうした状況を踏まえ、若い世代への人口減少危機対策の周知や人口減少問題への意識の醸成を図るため、ソーシャルネットワーキングサービスを活用し、本県の人口減少がもたらす課題や様々な取り組みについての情報をわかりやすく発信することを目的とする。

2 業務の内容

(1) 名称

SNSを活用した人口減少危機対策プロモーション業務委託

(2) 委託内容

別紙「SNSを活用した人口減少危機対策プロモーション業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 予算上限額

金2,816,000円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3 企画提案に係る日程

- (1) 募集開始 令和6年7月3日(水)
- (2) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限 令和6年7月22日(月) 正午
- (3) 質問書提出期限 令和6年7月22日(月) 正午
- (4) 企画提案書提出期限 令和6年7月30日(火) 正午
- (5) (第1次審査)書類審査 令和6年7月31日(水) から8月2日(金) まで
- (6) 書類審査結果通知 令和6年8月2日(金) ※メール及び文書にて通知
- (7) (第2次審査)プレゼンテーション審査 令和6年8月9日(金) 予定
- (8) 最終審査結果通知 令和6年8月15日(木) 頃発送予定 ※メール及び文書で通知

4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- オ 過去5年間において、同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。

(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を、各1部提出すること。

- ア 企画提案応募資格確認申請書(様式1)
- イ 誓約書(様式2)
- ウ 過去5年間の同種又は類似業務の実績(様式3)

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限

提出期限は、3 企画提案に係る日程に記載のとおり。

提出受付時間は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第6号)に定める県の休日を除く日とする。(以下同じ。)

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出場所

山梨県人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策企画グループ

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁本館2階
- ・電話番号 055-223-1845 (直通)
- ・メールアドレス jinko-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp

(5) 企画提案応募資格確認申請書の提出方法

書類提出は、持参または郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。

5 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問書(様式4)に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

[山梨県人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策企画グループ]

メールアドレス jinko-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和6年7月3日(水)から7月22日(月)正午まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 【第1次審査】書類選考

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 提出書類

① 企画提案書(様式なし)・・・10部

- ・A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ(A3版折込可)、24P以内
- ・日本語表記で11ポイント以上
- ・仕様書及び評価の基準を踏まえ以下の事項について記載すること。

項目	内容
取組の実現性	・会社規模 ・想定スケジュール ・過去の類似業務の実績とノウハウの活用方法
業務推進体制	・プロジェクトチームの編成、人員、協力会社等の体制

事業費	・ 事業費全体の積算の内訳
企画全体設計	・ 提案内容が業務目的と合致して企画されたコンテンツ内容 ・ ターゲット層へ訴えかけ、行動変容を促す内容 ・ SNSを活用した発信の工夫
効果の検証	・ SNS広告による県HP（人口減少危機対策特設サイト）への誘導など、取り組み効果の検証 ・ 適切なKPIの設定

② 見積書・・・・・・・・・・・・・・ 1部

- ・ 様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
- ・ 見積額は予算上限額の範囲内とすること。

③ 法人の概要書・・・・・・・・・・・・ 10部

- ・ 様式は任意とし、既存の資料やパンフレットも可とする。
- 直近3年分の決算資料（損益計算書・貸借対照表など財務状況が確認できる資料）を添付すること。

イ 提出部数及び提出方法

持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと。

ウ 提出期限

令和6年7月30日（火）正午必着

エ 提出先

山梨県人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策企画グループ

- ・ 所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁本館2階
- ・ 電話番号 055-223-1845（直通）
- ・ メールアドレス jinko-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp

オ 結果の通知

令和6年8月2日（金）

※令和6年7月30日（火）正午までに企画提案書類・見積書の提出があった者全員に対し、選考結果をメール及び書面で通知する。

カ その他

プロポーザル参加者が5者を超えない場合は、一次審査は実施しない。

(3) 【第2次審査】企画提案のプレゼンテーション審査

書類審査通過者を対象に企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

ア 実施日時・集合場所

日時：令和6年8月9日（金）9時を予定

イ プレゼンテーションの時間

1社30分（提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室5分）を予定

ウ その他

- ・基本的に提出を受けた企画提案書及び見積書をもとにプレゼンテーション審査を行うものとするが、事業実績等を示すため、提案書記載外の写真、動画を提示することは可能とする。
- ・提案説明者は、実施体制で示した担当者が行うこと。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

エ 結果の通知

令和6年8月15日（木）を予定

※プレゼンテーションを行った者全員にメール及び文書にて通知する。

6 審査について

(1) 選考方法

第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）において、（別紙）審査基準に基づき総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

7 契約

(1) 契約の方法

第2次審査第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約の締結と同時に契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

8 その他

- ・企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該

業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

- ・提出された書類は返却しない。
- ・参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式任意）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

9 問い合わせ先

山梨県人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策企画グループ

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁本館2階
- ・電話番号 055-223-1845（直通）
- ・メールアドレス jinko-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp